鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第７回）

日時：令和２年４月１７日（金）午後５時００分～

場所：鳥取県庁災害対策本部室（第２庁舎３階）ほか
＜感染拡大防止のため部屋を分散して参加＞

出席：知事、副知事、統轄監
危機管理局、総務部、福祉保健部
子育て・人財局、教育委員会

アドバイザー　鳥取大学 景山教授

議　　題

◆学校の休業について

◆県民へのメッセージについて

◆その他

国内における感染者数

国内における感染者数

９，178人（46都道府県）

※クルーズ船　712人
チャーター便　14人
検疫時等　135人

総計　10，039人

本県における現状

〇感染者数　1名（4/10）のみ

〇PCR検査件数（4/16現在）　543件

〇発熱・帰国者・接触者相談センターへの相談件数（4/16現在）
6，130件（東部2，847件、中部804件、西部2,479 件）

※図、グラフは、4/16現在の本県独自の集計により作成

教育委員会の対応

■県立学校における臨時休校の対応

○４月２７日（月）から５月６日（水）まで臨時休校

・臨時休校中の部活動については中止

・教職員については、それぞれの健康状況や家庭状況に配慮しつつ、学校の状況に応じて在宅勤務などの工夫を行いながら業務を継続

■休校期間中の学習機会の確保・健康管理

・臨時休校中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって学習に著しい遅れが生じることのないよう対応

→e-ラーニング教材などＩＣＴを活用した学習支援や学習プリントによる支援

→教科ごとに適切に学習課題を課す

・児童生徒の健康管理について、電話等で学校と家庭の相互連絡を適切に行うことで健康状態の把握に努める

■居場所が必要な子どもへの対応

・特別の事情により自宅で過ごすことができない特別支援学校の幼児・児童・生徒については、その居場所等について、保護者や福祉保健部局と個別に相談・調整の上で対応

※本県における感染者の状況等によって変更もあり得る

※市町村立学校も同様の措置をとるよう、市町村教育委員会に要請

子育て・人財局の対応

➢ 私立中学校・高等学校について

・県立学校の方針を各私立中学校・高等学校に通知し、対応の参考にしてもらう。

➢ 大学等について

【各高等教育機関の対応】

・鳥取大学　・・・　授業開始を4/22まで延期。6/24までは遠隔授業により実施。

・公立鳥取環境大学　・・・　全学生の健康状況の確認、遠隔授業実施に向けた準備のため、授業開始を5/11に延期。

・米子高専　・・・　遠隔授業により、5/11から授業開始。

➢ 放課後児童クラブについて

・保護者が在宅している登録児童に対しては利用自粛を求めるなど、受け入れ児童の人数を縮小し、学校施設や教員の活用をするなど、感染防止策を強化した上で引き続きの開所を要請する。

・市町村の判断により学校の休業に対応してクラブを閉所する場合は、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者やひとり親など、仕事を休むことが困難な保護者の児童に対する居場所の確保等の配慮を市町村へ要請する。

福祉保健部の対応

〔休業期間の延長〕

鳥取看護専門学校、倉吉総合看護専門学校、歯科衛生専門学校については、今週末（4/17（金））まで休業中。

今後は、県立学校の方針に沿って休業する。

〔医療機関、社会福祉施設における感染予防の徹底〕

院内（施設内）感染に一層留意の上、業務を継続するよう医療機関、社会福祉施設に周知、徹底を行う。

〔放課後等デイサービス〕

医療従事者等、通常どおり業務に従事される方がおられることから、市町村、特別支援学校と連携し、利用ニーズの増減を把握する。

県民の皆様
県内にいらっしゃった皆様へ

◆全国に「緊急事態宣言」が発動されたことに伴い、観光はもとより仕事や帰省などであっても特に必要な場合を除いて都道府県をまたいだ移動を見合わせるよう、強くお願いします。
◆ゴールデンウィーク中は、不要不急の外出をせず、家で過ごしましょう。事業主の皆さんも従業員が休みやすい環境を整えてください。
◆ゴールデンウィーク中は、家族・親戚が帰省しないように呼びかけてください。また、単身赴任中の方も含め家族や親せき・知人などに会うために旅行や観光を目的とした都道府県をまたいで人が移動することは避けましょう。

○人と人との接触機会を平常時より「極力8割」の削減を目指すために、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への通勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの等を除き、夜の街を避けるなど不要不急の外出をしないようお願いします。

○1メートル、できれば2メートルのソーシャルディスタンス(他者との距離)をとりましょう。

○手洗いまたは手指消毒、マスク着用を始めとした咳エチケットに加え、三つの「密」※を避け、慎重に行動をお願いします。
※「密閉空間」「密集した場所」「密接した会話」

○風邪症状や発熱、味覚・嗅覚に違和感が出たら、外出は控え、まず、「発熱・帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。
電話：0857-22-5625(鳥取市保健所)、0858-23-3135・0858-23-3136(倉吉保健所)、0859-31-0029(米子保健所)

○医療機関を受診したいと思ったとき、事前に電話して指示に従うようにしましょう。

県内にいらっしゃった皆様へ

○特定警戒都道府県※が出されている地域から鳥取県にお越しの皆様
来県後14日間は、やむを得ない場合を除き、居宅・居所から外出を控えていただきますようお願いします。
※特定警戒都道府県：特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある13都道府県
北海道、東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

総務部の対応

■県庁BCPの発動を踏まえた対応

○4/20からの発動に向けて、全部局に対し、不急の業務の休止や延期を検討するよう徹底し、出勤者を削減する。

○出勤しない職員は、Web会議システムを活用したテレワークなどの在宅勤務を実施。

（※スマートフォンや自宅のパソコンを活用したWeb会議も可能であり、使用方法について庁内LANで解説するなど、普及を図る）

○特に遠距離からの公共交通機関通勤者、基礎疾患のある重症化リスクが高い職員、妊娠している職員等、配慮が必要な職員を優先的に在宅勤務に移行。

自宅と職場をつないだWeb会議システムの活用（マンツーマンや多人数でのミーティングが可能）

総務部の対応

○さらに遠距離通勤者は、本庁、各総合事務所に設置したサテライトオフィスを積極的に活用。

サテライトオフィス〔本庁〕（パソコン、プリンターを配備）

○窓口業務について、人と人との接触機会を極力削減するため、緊急事態宣言実施期間中は、順次、電話相談対応への切り替えや閉庁などを検討する。（ゴールデンウイーク期間中、男女共同参画センター「よりん彩」及び中西部消費生活相談室は電話相談対応を実施）